

第六章 都市計畫區域論

第一節 都市計畫區域の意義

都市計畫區域とは都市の現在及將來に於て交通上社會上乃至經濟上有機的一體をなすべき範圍にして都市發展の情勢に應じて、都市計畫の施設を爲すべき區域を指すものであつて行政區域とは全然別物である、然して其れは獨り市の行政區域内に止まらず其區域外と雖も實際に於て市の内部と全く同一狀態を呈し、人家も連棟櫛比して市郡の境界すら區別することが出來ない狀態に在る所は實質に於て市の一部分を爲すものと見なければならぬが故に、斯かる部分に對しては市の内部と同様の施設を爲すべきである。斯く觀察すれば都市計畫法に謂ふ都市計畫區域は所謂大都市計畫區域であつて一つの都市を中心として凡ての問題を考察して居る。然しながら或る場合には地方計畫又は衛星都市理論の如き複合的都市若くは聯繫都市的形態をも包含するものとして考ふるを寧ろ妥當なりと考へられる、斯るが故に現在の市街地は勿論將來の市街地として開發せらるゝ地域をも其内に包含すべきである。

次に都市計畫區域決定の手續は都市計畫法第二條に基き内務大臣、關係市町村及都市計畫委員會の意見を聞き之を決定し内閣の認可を受くる事になつて居る、然して都市計畫區域決定の様式には二種ある、其一は各都市の中心より一律に半徑何哩の圓圈内を區域と定むるか、或は都市の境界線より何哩の區域を以て其市の都市計畫區域となすものにして米國及び加奈太に於て用ひられてゐる、第二は各都市に付き夫々基本的調査をなし特定の區域を決定する制度にして米國、獨逸の大部分及び我國は此種に屬す。

第二節 都市計画区域決定の標準及其効果

都市計画区域は恰も家屋を建築する場合に於て其敷地を決定するが如きものであつて、將來其收容すべき人口、其他各種地域の配置等を考慮して定むべきものである、然して其決定の標準とする所は大體次の各項を擧げる事が出来る。

- (1) 人口增加の趨勢及其密度
- (2) 時間帶
- (3) 各種豫定地域の關係
- (4) 地勢
- (5) 都市計画施設の對象
- (6) 行政區域との關係

上記諸種の材料に付て調査し將來を洞察して、各市に適應する區域を決定すべきである、内務省にて決定せる都市計画区域調査資料は次の如きものである。

都市計画区域調査資料

第一 行政區割圖 市及隣接町村ノ行政區割ノ明示シ區域内利用面積ヨリ扣除スペキ部ヲ「クリーン」ナ以テ着色スルコト（陸地測量部實測平面圖）

第二 人口統計表 左ノ様式ニ依リ市及隣接町村ノ人口及指數ヲ記載スルコト

人 口 調

市町村名	何 年		何 年		何 年		何 年	
	人 口	指 數	人 口	指 數	人 口	指 數	人 口	指 數
何々市								
何 郡								
何 町								
何 那								
何 村								
何 郡								
何 村								

備考 一、本表ハ大正元年以降毎年末現在ヲ掲クルモノトス但シ大正九年及大正十四年ハ國勢調査ノ統計ヲモ併記スルコト

二、指數ハ大正元年ノ統計ヲ百トシテ計算スルコト

第二節 都市計画区域決定の標準及其効果

三、大正元年以後ニ於テ町村ノ併合アリタル場合ハ其ノ旨ヲ明記シ別々ニ之ヲ調製スルコト

第四 面積及び人口密度表 左ノ様式ニ依リ市及隣接町村ノ面積、人口密度ヲ記載スルコト

面 積 及 密 度 調

市町村名	全 面 積		利 用 面 積		現 在 ノ 人 口 密 度	
	坪 数	ヘクタール	坪 数	ヘクタール	一人當リ坪数	ヘクタール當り人口
何 市						
何 郡						
何 町						
何 郡						
何 村						
何 郡						
何 村						

備考 一、利用面積ハ總面積ヨリ大ナル河川、湖沼、練兵場及宅地トシテ利用シ得サル山地等ノ面積ヲ控除シタルモノトス

二、人口密度ハ大正十四年國勢調査ノ統計ニ依リ算出スルコト

三、大正元年以後ニ於テ町村ノ併合アリタル場合ハ其ノ旨ヲ明記シ別々ニ之ヲ調製スルコト（昭和二年五月十二日各府縣へ通牒）

第五 時間帶圖 現在交通機關ニヨリ都市ノ經濟的中心地ニ到達スルニ要スル時間ニ俟リテ同時間帶線ヲ畫キ着色ヲ施スコト

所要時間ハ徒步一時間四糠トシテ計算シ乗車中ノ時間ハ實狀ニヨリ定ムルコト

電車、乗合自動車ノ待合時間ハ運轉間隔時間ノ二分ノートン汽車ノ待合セ時間ハ十分トス但シ電車、乗合自動車等ノ運轉間隔時間二十分钟以上ノ場合ハ待合セ時間ハ總テ汽車ニ準ス

着色次ノ如シ

一〇分以下 クリムゾンレーキ

二〇分以下 オレンヂ

三〇分以下 ガムポーテ

四〇分以下 エメラルドグリーン

五〇分以下 アルシヤンブリュー

六〇分以下 ヴァイオレット

第六 交通機關配置圖 鐵道軌道ヲ區別シ單線複線ノ別及運轉系統ヲ明カニシ停車場又ハ停車場間ノ距離及其間ノ所要時間ヲ記入スルコト

乗合自動車、馬車等ノ運轉系統ハ適宜記入スルコト

道路ニ付テハ國道ハブリュー、府縣道ハクリムソソレーキヲ以テ畫クコト

第六 上水、下水道配置圖 紿水區域、排水區域ヲ明示シ紿水幹線、排水幹線ノ系統ヲ記載シ計畫説明書ヲ添附スルコト

計畫中ノモノハ其ノ旨附記スルコト

第七 風致景勝地圖 左記各項ニ該當スル土地ハグリーン、水面ハコバルト色ヲ以テ符色スルコト

一、市街地化ノ見込ナキ風致景勝地

一、地方古來ノ四季行樂遊歎地(別荘地、沿岸地、公園及其附近地)

一、風致景勝地ノ故ナシ以テ宅地化スル見込アル地

一、歴史上顯著ナル土地

備考 第一、第四、第五、第七ノ圖面ハ陸地測量部實測平面圖縮尺二萬分之一又ハ二萬五千分ノ一地圖ヲ用フルコト

斯くして決定された都市計画区域は法律上如何なる効果を有するかと云ふに、
都市計画法は次の三點を認めて居る、即第一は法第九條に依り都市計画区域内の
國有河岸地にして公共の用に供せざるものは、都市計画事業に要する費用を負擔
する公共團體に之を下付する事を得とあり。第二は法第十條に於て、都市計画區
域内に於て市街地建築物法に依る地域又は地區の指定、變更又は廢止を爲す時は
都市計画の施設として之を爲すべしと規定し更に都市計画区域内に於ては、市街
地建築物法に依る地域地區の外土地の状況に依り必要と認むるときは、風致又は
風紀の維持の爲特に地區を指定することを得とあること、及第三は同法第十二條
に依り都市計画区域内に於ける土地に付ては其の宅地としての利用を増進する爲
土地區劃整理を施行する事を得とある等である。